

4.4 利水

人々が社会生活の中で多くの水を消費することは、河川の水量を減らし、生物の生息・生育環境に対して負荷を与えることにつながる。このため、関係機関と連携を図りながら水需要の抑制を図り、節水型の社会を目指すものとする。なお、河川環境の保全・再生のためには、ダイナミズムによる攪乱の増進等も必要なことから、利水の効率性のみならず、自然流況を意識した水管理を目指す。

一方で、近年は少雨化傾向にあり、地域的に水需給が逼迫している地域における水源確保や、社会経済活動に大きな影響が及ぶような異常渇水を想定した備えも必要である。

(1)水需要の抑制

1)水需要の抑制

長期的な気候変動の不安定要因をふまえつつ、琵琶湖の水利用による水位低下を少なくして河川の豊かな流れを回復することを目的として、利水者、自治体等関係機関、住民との連携を強化し、再利用や雨水利用を含めた限られた水資源の有効活用など、取水量抑制のための具体的な方策を進め、水需要の河川依存量の抑制を図る。

2)水需要の精査確認

現状における水需要および水需要予測を利水者から聴取し、利水者の水需要（水利用実績、需要予測（水需要抑制策を含む）、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等）について継続的に精査確認するなど、適切な状況把握に基づく水利権許可を行うとともに、その結果を公表することにより具体的な水需要抑制に資するようにする。（表 4.4-1、図 4.4-1）

淀川水系水利権数（直轄処分）【平成 19 年 3 月現在】

- ・ 水道用水 49 件
- ・ 工業用水 27 件
- ・ 発電用水 35 件
- ・ 農業用水 116 件（内：慣行 46 件）
- ・ その他用水 15 件

表 4.4-1 淀川水系の水利用の現況

目的	取水件数	最大取水量 (m ³ /s)	
農業用水	許可	70	170.874
	慣行	46	36.475
	小計	116	207.349
上水道水	49	118.221	
工業用水	27	29.959	
雑用水	15	0.564	
発電用水	35	688.515	
計	242	1044.608	

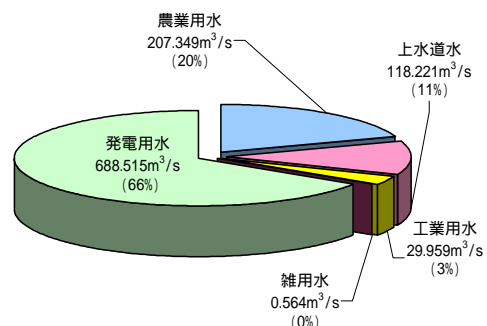


図 4.4-1 淀川水系の水利用の割合

1: 主要水系調査利水現況函数値データ淀川地域(平成 17 年) 国土交通省土地・水資源局より作成

2: 水道統計 施設・業務編(平成 15 年度) 社団法人 日本水道協会より抜粋

3) 水利権の見直しと用途間転用

水利権の見直しにあたっては、現行の水利用の実態や渇水に対する安全度（利水安全度）をふまえるとともに、水環境維持・改善のための新たな水需要を含め、用途間転用等の水利用の合理化に努める。

利水者間の用途間転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価や河川環境をふまえて行われるよう関係機関と調整する。

農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、取水施設の改築、土地改良事業、治水事業の実施等の機会をとらまえ、許可水利化を促進する。

なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域全体の水環境に配慮するとともに、事業者に対して農業用排水路施設と河川との連続性の確保を促す。

(2) 施設の運用

1) 既存水資源開発施設の再編と運用の見直し

取水実態や治水上の必要性、河川環境への影響、近年の少雨化傾向等をふまえて、既存水資源開発施設の再編と運用の見直しを行い、水資源の有効活用を図る。

- ・ 既設ダム等の再編・効率的運用による渇水対策を検討及び実施する。
- ・ 取水実態をよりの確に把握した上で、ダムによる効率的な補給について検討、実施する。
- ・ 既設ダム等の効率的な運用操作、さらには、ダム間の連携による効率的な補給を検討する。

2) 川のダイナミズムの回復

水管理の運用について、効率性だけを求めるのではなく、川のダイナミズムの回復を意識した水管理に努める。

治水や利水への影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大を図るために有効な操作方式や放流量等を検討し、試験操作による効果を確認しつつ、ダム・堰の適正な運用を検討する。

(3) 渇水への対応

1) 近年の少雨化傾向に伴う利水安全度の低下をふまえ、渇水時の被害を最小限に抑える対策として、平常時からの情報交換などによる取水調整の円滑化を図る。

渇水調整において、現状では実績取水量に応じた取水制限を実施しているが、各利水者間の安定供給確保への取り組みや日頃からの節水に対する努力に応じた取水制限の考え方を検討し、利水者の意向を確認しつつ渇水調整方法の見直しの提案を行う。

利水者会議の常設と水需要抑制

従来、渇水時には取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議を開催してきたが、さらに平常時から常に水利用実態を把握し効率的な利水運用を図るとともに、水需要抑制策も含め、総合的に検討するための組織への改編に向け関係者間で調整する。

利水者、自治体、関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）、河川管理者の連携のもとに、渇水対策の他、平常時からの水利用に関する情報交換・水需要抑制につい

て協議する。節水については住民の実践が不可欠であり、住民活動、水需要抑制の実践者などの有識者の参加を得て、具体的行動を提起できるような組織とする。

- 2) 計画規模を上回る渇水に対して、社会経済活動に影響を及ぼさないためにも異常渇水対策容量の確保が必要である。

丹生ダム事業において異常渇水対策容量を確保することとしているが、ダムで容量を確保する方法と琵琶湖で確保する方法があることから、最適案について総合的に評価して確定するために調査・検討を行う。(図4.4-2)

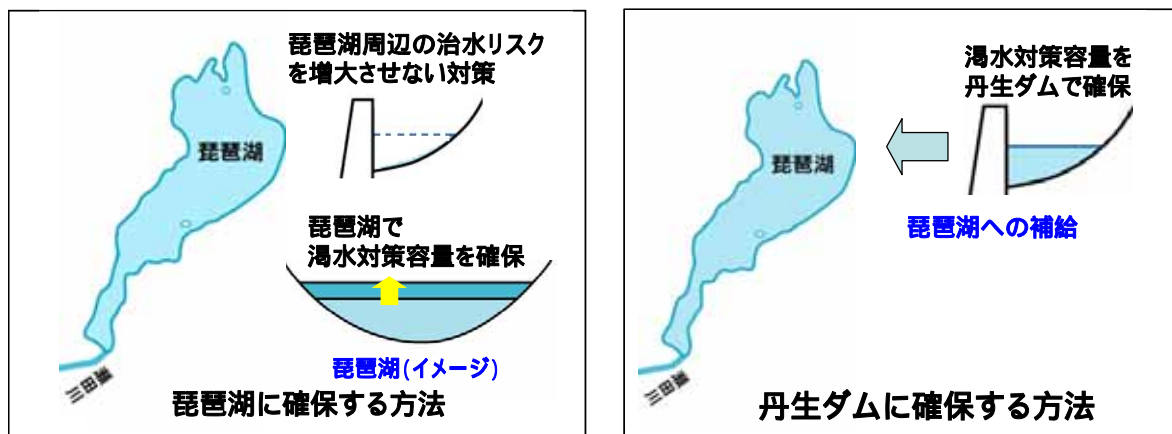


図 4.4-2 渇水対策容量の確保方策イメージ

(4)水需給が逼迫している地域の対策

伊賀地域では、宅地開発・工業団地、各種商業施設等の地域開発の進展により、水需給は逼迫しているため、川上ダムにより新規水源を確保する。

京都府南部地域では、人口増加に対応した水道施設の整備を進めてきており、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町の3市1町を対象とした水道用水を安定的に供給するため、天ヶ瀬ダム再開発により、新規水源を確保する。

4.5 利用

淀川は都市域を流れているという地域特性をふまえ、地域住民の方々に河川への関心を高めるために、都市域のコミュニティ空間として、身近な自然を楽しめ、川と街の一体感が体现できるような河川整備を行う。

そのために、環境教育を推進する場という観点等も含めて「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とするが、河川を環境保全のために人が利用できない空間とすることではなく、「川らしい利用」が促進されるようにする。

また、河川が公共空間であることに鑑み、自由使用・自己責任の原則のもと、必要最小限の利用の規制を行うこととし、併せて利用者の理解を得ながら「河川環境を損なう利用の是正」を図る。

なお、利用促進のための整備にあたっては、利用者の安全に配慮し、ユニバーサルデザイン化に努めるとともに、琵琶湖・淀川流域圏の水辺を船やウォーキング等でゆったりと周遊できるネットワークの構築を図る。

4.5.1 水面

水上オートバイやプレジャーボート等の使用により水面利用が多様化している箇所については、「水面利用調整協議会」等の組織を活用して、船舶等が守るべき通航方法を定め、その適用区域を指定することで、秩序ある水面利用を図る。

また、河川に生息・生育する水生生物や水鳥に悪影響を及ぼすような水面利用についても、上記同様の措置を講じる。

カヌーや手漕ぎボート等による円滑な水面利用を実現するため、水辺へのアプローチの困難な箇所や堰等の横断工作物による障害等の改善を図る。

また、滋賀県域においては、条例に基づき滋賀県と連携して不法係留対策を行っていく。

(1)水面利用の適正化

1)水上オートバイの利用規制

淀川本川では、当面、摂津市一津屋地区（淀川右岸 17km 付近）での利用に限定し、調査を継続する。

なお、利用の実態（走行区域・期間・時間帯）を評価した上で既設の「淀川水上オートバイ関係問題連絡会」において検討する。

しかし、摂津市一津屋地区には、大阪府、大阪市及び守口市の水道水源に近く、水質調査の結果では基準値以下ながらベンゼンやキシレン等の検出も確認されていることから、将来的には禁止も含めて、下流域の生物の生息・生育環境への影響を十分検討した上で、上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討する。

滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」（平成 14 年滋賀県条例第 52 号）が制定されていることから、水上オートバイによる騒音及び水質等の問題について関係機関と連携し調査する。

2)船舶等の通航規制

淀川本川では、水上オートバイやプレジャーボート等レジャー用動力船の通航禁止

区域及び通航制限区域を設定する。

滋賀地域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」(昭和30年滋賀県条例第55号)等に基づく適正な管理を支援する。

(2)水辺へのアプローチの改善

カヌーや手漕ぎボート等による円滑な水面利用を実現するため、利用者が多い箇所では、水辺へのアプローチ整備の実施や堰等の横断工作物の改善を検討する。

(3)環境教育の推進

河川に係わる人材の育成の支援や、住民と連携して環境教育を推進する。

子ども達を対象としたシンポジウムや体験学習の実施

子ども達が安全に楽しく遊ぶための川の指導者育成の支援

4.5.2 河川敷

(1)利用

河川敷利用にあたっては、単に河川環境のために制約されて利用できない空間とするのではなく、周辺環境・地域性に配慮し、その特性を損なわないで「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を推進するという観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、縮小していくことを基本とする。

しかしながら、既存の利用施設が数多くの人々に利用され、また住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望があるとともに、防災機能としての役割がまちづくり中で必要との意見があることから、河川敷で利用する施設については、個々の案件毎に、学識経験者、自治体等関係機関や住民の意見を聴き判断することとする。

また、川らしい利用について総合的な検討を行う。

ゴルフ場、公園等占用施設等

占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、利用者の意見を聴くとともに、周辺環境・地域性を考慮しつつ、河川環境の保全・再生を重視する観点から学識経験者・自治体等関係機関からなる「河川保全利用委員会」の意見を聴く。なお、占用許可施設ではないが、グラウンドの形態に利用されている河川敷や堤外民地の利用についても、必要に応じて河川保全利用委員会の意見を聴く。

また、上記委員会とは別に、川らしい利用について総合的な検討を行うべく、学識経験者、沿川自治体等と幅広く意見交換及び提案を行う場を設ける。

堤防(占用)道路

淀川では、堤防上の占用道路による人と川、街と川のつながりの分断を是正することを、高規格堤防の整備や街づくりにあわせて、堤防道路の移設について、関係機関と調整する。

(2) 違法行為

河川敷で違法に行われている耕作、工作物設置等の行為は、違法行為是正実施計画を策定し早期の是正に努める。

(3) ホームレスへの対応

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)に基づき引き続き自治体福祉部局等と連携し、自立支援に向けた情報交換の対応を図る。

(4) 迷惑行為

年度毎に啓発活動実施計画を策定し実施する。

迷惑ゴルフについては、関係機関と連携し、法的措置の検討を含めてその是正に努める。

バイク走行については、関係機関と連携し法的措置も含めてその規制に努める。

野犬対策について、沿川自治体との連携を深め捕獲に協力する。(図4.5.2-1)

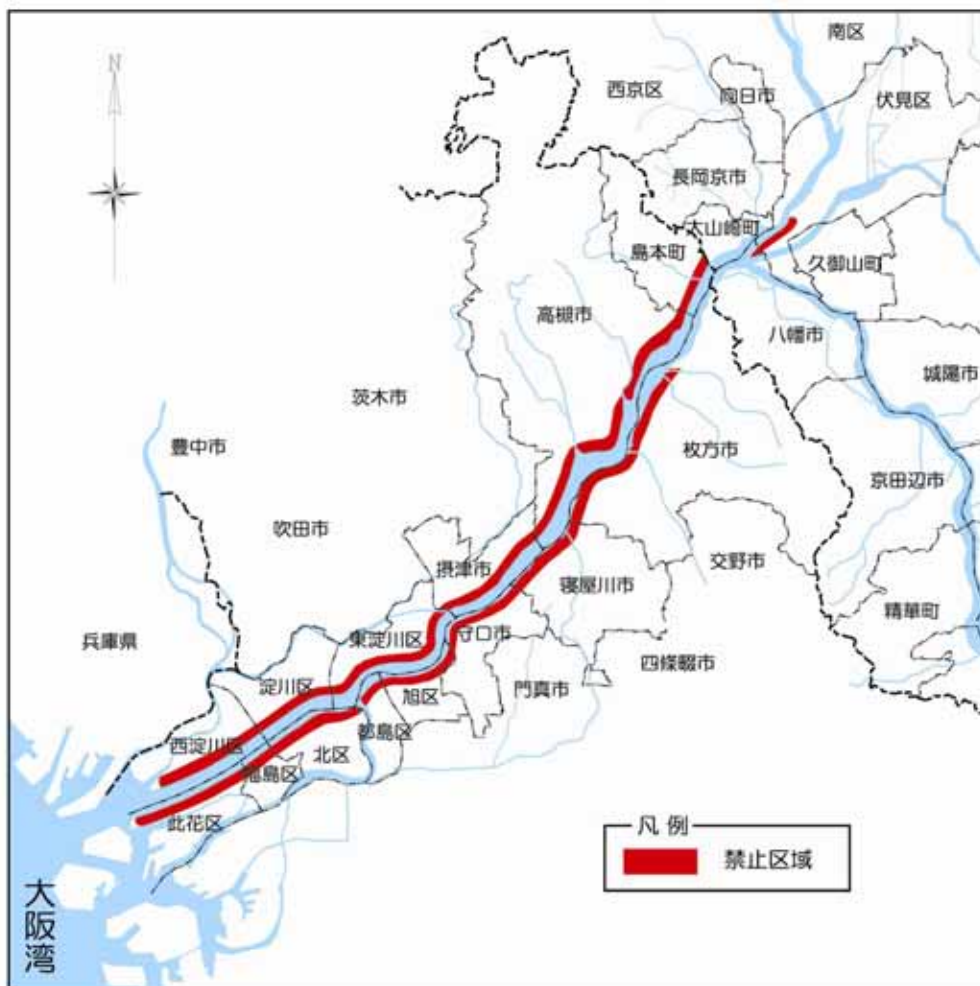


図 4.5.2-1 自動車等走行禁止区域の設定(占用道路は除く)

(5) 小径^{こみち}の整備

歩行者等が河川を容易に移動でき、安全に水辺に近づけるよう小径(散策路)の整備を継続して実施する。

(6)水辺の整備

木津川上流域においては、地域住民が水辺に親しみ、学習等に活用する「水辺の楽校」整備を住民・住民団体と連携して実施する。

野洲川では、沿川自治体と連携しつつ、自然環境と調和した水辺空間を形成する「ふるさとの川整備」を実施する。

猪名川では、学識経験者、住民及び自治体等関係機関からなる検討会等において、利用に適した水辺の整備について検討する。

4.5.3 舟運

平成7年兵庫県南部地震時には一般道路が交通混乱し、水上輸送が見直された。このことから、淀川周辺の大規模震災時において、淀川を利用した水上緊急輸送を可能とするための整備を進めるとともに、船のある風景等により川への親しみの増進することにより人と川とのつながりの回復を図る。このため、自治体や民間との舟運復活に対する意見交換を実施し、航路確保や付属施設の整備等について検討する。

- 1) 淀川本川・宇治川において、河口から伏見港までが航行可能となるよう必要な整備を順次実施する。そのため、枚方及び大塚船着場までの安全な航路を維持するとともに、枚方及び大塚船着場から三川合流点までの新たな航路確保を検討する。検討にあたっては、河道内での航路の蛇行、ワンドの再生等、河川環境の保全を念頭におきながら行う。なお、鷓殿、前島、牧野地先において、航路確保にも資するように水制工を試験施工する。施工前後においてモニタリングを行い、その結果もふまえて、全体計画を策定する。
- 2) 船舶の航行が河川環境に与える影響について、「淀川環境委員会」の意見もふまえて、調査検討を行い、船舶航行規則の策定を行う。
- 3) 枚方地区に河川管理を目的とした巡視船の停泊地を整備する。また、淀川の自然・歴史・文化等を活かした舟運のための利用方法について検討を行う。
- 4) 伏見港周辺および三川合流点付近において関係機関と連携して「川の駅」の整備を検討する。また、淀川大堰周辺、守口周辺、枚方周辺についても、「川の駅」の整備に向け関係機関と協議・調整を行う。

4.5.4 漁業

淀川水系における生物の生息・生育環境の保全・再生を目標とする各施策を実施することにより、河川環境を保全・再生し、結果として水産資源の保護・回復につなげる（詳細は「4.2 河川環境」に記載）

- 1) 横断方向及び縦断方向の連続性を修復する。
- 2) 琵琶湖における生物の生息・生育環境の保全・再生するための瀬田川洗堰の水位操作を試行し、治水・利水・環境の調和の取れた操作方法の確立を目指す。
- 3) 河川の流入総負荷量管理や自治体、関係機関、住民・住民団体とのデータの共有化及び油やその他の化学物質の流出事故対応等のため琵琶湖・淀川水質管理協議会（仮称）の設立を検討する。

- 4) 河床材料や形状等の調査及び河床変動等といった土砂動態のモニタリングを実施し、その調査結果をふまえ、山地流域から沿岸海域に至るまでの総合土砂管理方策について検討する。なお、土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を図る。
- 5) 淀川大堰下流部について、河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施する。

4.5.5 上下流連携

水源地域の活性化に向け、自然環境への影響も十分ふまえ、湖面活用や周辺環境整備などのハード対策とともに、地域イベントや催しなどのソフト対策を関係機関等と連携して継続的に実施することで、上下流の交流を一層促進し、ダムに対する理解と協力を得るための施策を実施する。

1) 水源地域ビジョンの推進を図る。

天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム

2) 周辺施設の利用促進・強化を図る。

高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム

3) 湖面活用を検討する。

高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム

4) 「ダム水源地ネットワーク」や「森と湖に親しむ旬間」行事などを通じて交流を促進する。(写真 4.5.5-1)

天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム



写真 4.5.5-1 イベント実施状況(一庫ダム：流木ペインティング大会)

4.6 維持管理

河川の維持管理は、地域の特性をふまえつつ、洪水、高潮等による災害が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持されるとともに、河川環境の保全・再生の観点をふまえて行うものとする。その際、必要に応じて「河川保全利用委員会」に意見聴取を行うなど、積極的に自然環境の保全に努める。

具体的な維持管理の実施にあたっては、河川維持管理計画（案）及び河川維持管理実施計画（案）に基づき調査、巡視・点検によって河川の変状を把握・分析し、必要となる対策を講じるものとする。

(1) 河川管理施設の機能保持

堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理を行うことにより、洪水・高潮等による災害の発生の防止や復旧を図る。

また、ライフサイクルコストの縮減を念頭に、既存施設の有効利用と長寿命化のための効率的な対策を実施する。

1) 堤防・護岸

堤防・護岸等の調査を行い損傷の程度に応じて順次、補修する。さらに、災害時の復旧活動や日常巡視活動を支えていくため、堤防天端からの活動が連続して行えるよう、災害時復旧活動・巡視の経路を確保していく。また、工作物周辺の空洞化調査を行い、必要な対策を行う。

なお、点検により堤防の損傷を速やかに発見し補修することが重要であるため、除草により点検・巡視が容易に行われるよう、草の成長度合いに応じて、梅雨期や台風期の前に除草を実施することを基本とする。

- ・堤防、護岸等の変状の状況から、施設の機能に重大な支障が生じると判断した場合は、対策を実施する。
- ・堤防内部の空洞化等のおそれのあるものは、早急に調査を行ったうえで必要な対策を実施する。
- ・堤防除草後の刈草の処理については再資源化処理方法を継続検討の上実施する。

なお、堤防除草にあたっては、河川環境や住民の生活環境に配慮する。

- ・堤防の維持管理について、住民・住民団体との連携を図る。（写真 4.6-1）

木津川下流部には貴重な植物が生育していることから、堤防除草にあたっては住民団体と共同で調査し、植物の情報を共有するとともに除草時期に配慮する。

桂川松尾橋周辺及び山科川左岸では、引き続き堤防裏面の維持管理を住民団体と連携して実施する。



写真 4.6-1 地域と連携した維持管理の事例（上：施工前、下：施工後）

2)既設ダム

ダム機能の維持

ダムの機能を維持するため、日常点検を行い必要な維持修繕を継続して実施する。また、計画的に維持補修・更新を実施することにより、維持管理費の縮減も目指す。(写真 4.6-2 ~3、図 4.6.1-1)

瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム



写真 4.6-2 流木の有効活用
(流木のチップ化)



ゲートの点検状況



ダム本体の観測・点検状況

写真 4.6-3 ダムの管理状況

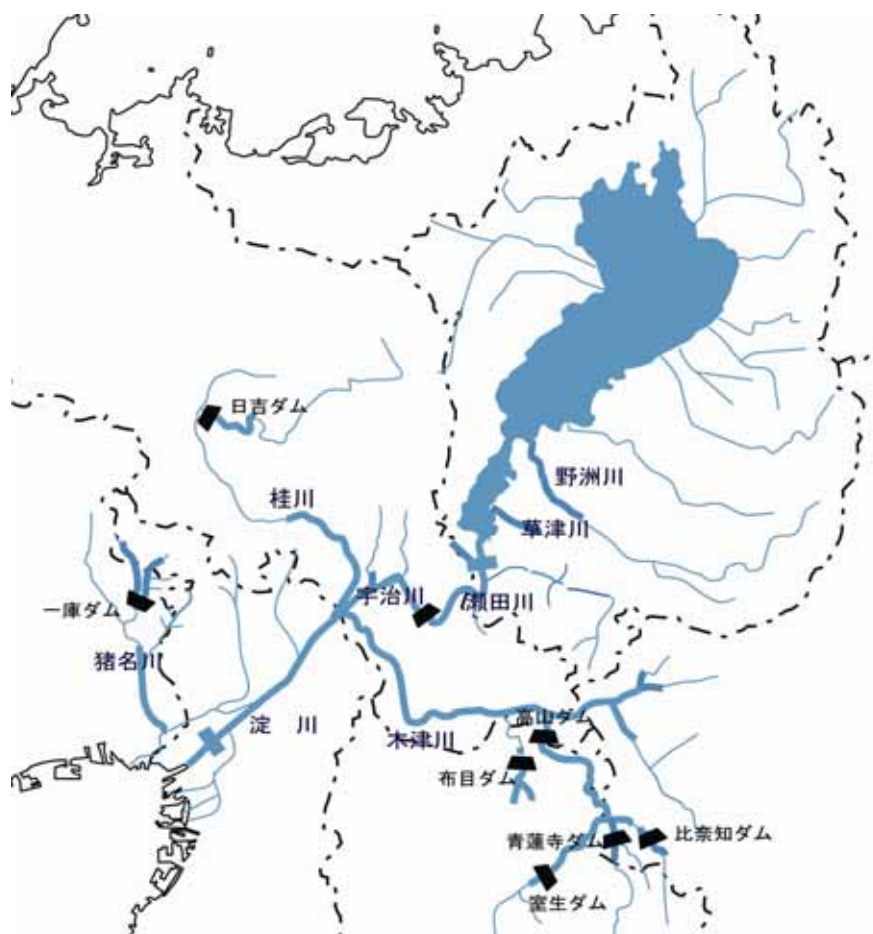


図 4.6-1 既設ダムの位置図

既設ダムの長寿命化

既設ダムのライフサイクルコストの縮減を目的として、木津川上流のダム群(高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダム)の堆砂掘削における貯水位低下のための代替容量を川上ダムに確保することにより、効率的な堆砂対策(長寿命化対策)を実施する。(図4.6-2)

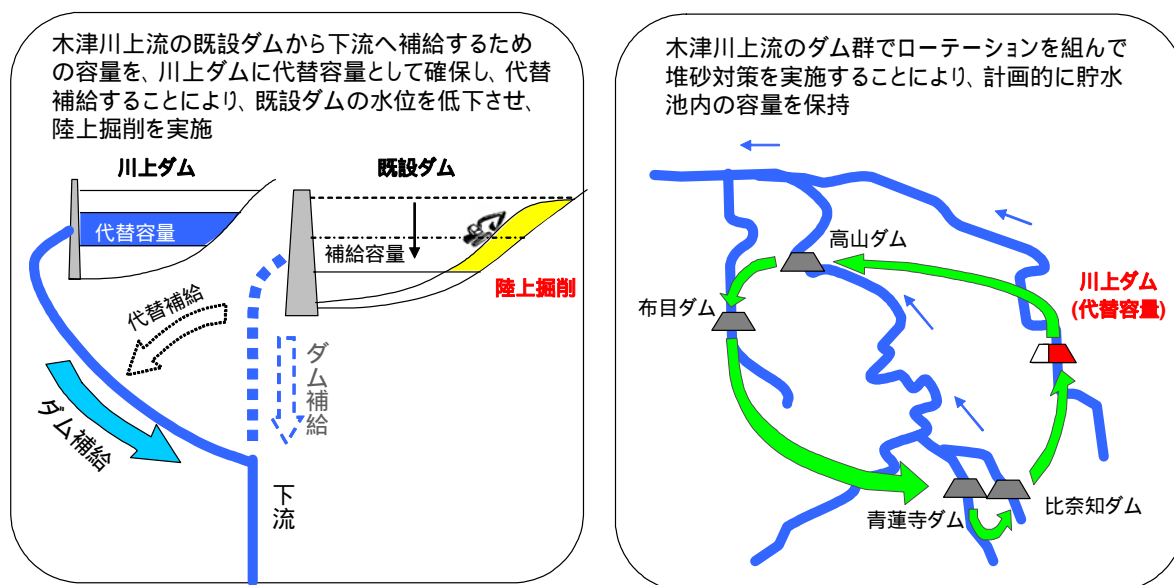


図 4.6-2 木津川上流ダム郡の長寿命化対策(イメージ)

ダム貯水池に流入する流木の有効活用

ダム貯水池に漂着する流木については、チップや堆肥などに加工し、資源の有効活用に努める。

天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム

3)その他の河川管理施設

施設の機能を維持するため、日常の保守点検により機能保全に努めるが、老朽化施設については各施設の補修コスト等を勘案し、計画的に補修・補強・更新等により施設の機能保全を図る。

また、歴史・文化的価値のある河川構造物等は、住民・住民団体と連携して保存し、後世に伝承する。

なお、河川管理施設の操作については、操作の安全性を図るため適切な点検整備・操作訓練を実施する。また、操作の迅速化や安全性の向上及びコスト縮減のため、遠隔操作ができるようITを利用した集中管理センターの整備を行う。

【具体的対策】

老朽化対策の実施

施設の信頼性の向上と長寿命化が図れるように、定期的な点検整備と計画的な維持修繕、設備更新を実施する。

淀川大堰及び毛馬排水機場等関連施設
瀬田川洗堰

その他の排水ポンプ場・水閘門等河川管理施設

歴史・文化的価値のある施設の保存

過去の歴史的な施設として後世に伝えるために、定期的な点検整備と計画的な維持修繕を実施する。

旧毛馬閘門及び洗堰、三栖閘門及び洗堰、旧瀬田川洗堰（通称 南郷洗堰）

その他の歴史・文化的価値のある施設についても、関係機関と協議の上、保全対策等を検討する。

（写真 4.6-4）

観測施設

日常の保守点検を実施し機能保全を図るとともに、異常値及び欠測が生じた場合は、速やかに原因を調査し復旧を行う。

河川浄化施設

天野川浄化施設、天神川浄化施設、鳥羽浄化施設

水質を改善するために、礫と曝気による浄化を継続運用し、施設の点検及び保全整備を継続実施する。

寝屋川揚水機場

大阪府が管理する寝屋川の水質改善のために、淀川からの導水を継続運用し、施設の点検及び保全整備を継続実施する。

河川管理施設操作の確実性の向上

水門・排水機場等の河川管理施設を、光ファイバー網で結ぶことにより、操作に必要な河川情報の正確かつ迅速な伝達・共有化を実施する。水門、排水ポンプ場等の操作について、遠隔操作等により河川管理施設等の管理の高度化を実施する一方、異常事態に備えたバックアップ体制を確保する。

水門・排水ポンプ場等の集中管理体制を上野遊水地及び淀川河川事務所管内において継続実施する。（写真 4.6-5）



写真 4.6-4 南郷洗堰



写真 4.6-5 上野集中管理センター

(2) 許可工作物（橋梁・水門等）

許可工作物については、河川管理施設に準じた点検整備及び対策を行うよう施設管理者を指導する。

堤防を横断する水門等は、堤防と同等の機能を有している必要があり、河川を横断する橋梁・取水堰等は、洪水時の流水に対して支障とならないよう適正な維持管理が常に必要である。

- 1)利用されていない施設は、河川管理上の支障や今後の施設利用計画等を調査し、不要なものについては施設管理者に対し撤去を求める。
- 2)施設管理者に定期的な点検整備と計画的な維持修繕を指導する。
- 3)洪水時の流水に対して支障とならないよう、特に応急的措置の必要な箇所を改善指導する。

(3)河川区域等の管理

1)河道内樹木の管理

河川管理上支障となる河道内樹木については、生物の生息・生育環境に配慮した上で、計画的に伐採を実施する。

なお、実施にあたっては、住民・住民団体、学識者の意見も聴き、生物の生息・生育環境に配慮して、伐採の方法や時期等を決定する。

2)河道内堆積土砂等の管理

河道内堆積土砂の除去については、定期的及び大きな出水後に河床変動状況や河川管理施設、船舶の航行等への影響及び河川環境への影響等から判断する。実施にあたっては、住民・住民団体、学識者の意見も聴き、生物の生息・生育環境に配慮して実施する。

淀川本川において、概ね枚方より下流のうち、航路を確保する必要のあるところについては浚渫を実施する。なおその際、砂利採取規制計画に定める範囲内において、砂利採取を認める。

3)安全利用のための対策

安心して利用できる河川空間を目指すとともに、危険が内在する河川の自然をふまえた河川利用及び安全確保のあり方に関する情報提供と啓発を関係機関、住民・住民団体の協力を得て行う。

【具体的対策】

河川敷へのアクセス改善（バリアフリー化等）を継続実施する。

なお、自転車や車椅子等の快適な通行を確保するため、河川敷及び堤防天端のバイク止め等の構造・設置方法について検討する。

歩行者や自転車が堤防の天端や河川内を安全に連続して移動ができない区間では、縦断的に移動ができるようにする。

瀬田川においては、水辺に親しみ、河川利用拠点間を安全・快適に移動できる散策路整備を継続実施する。（名神高速道路瀬田川橋梁下流～瀬田川洗堰区間）（写真4.6-6）

水難事故防止のため、「水難事故防止協議会（仮称）」を設置し、河川利用者の代表者とともに、対策方法について検討する。

危険な区域や安全な利用方法等についての情報公開及び啓発を引き続き行う。



写真 4.6-6 瀬田川散策路

4) 河川内ゴミの処理及び不法投棄の防止対策

「川は地域共有の公共財産である」という共通認識のもと、啓発活動を実施していくとともに、河川美化と環境保全のための維持管理に努める。

【具体的対策】

良好な河川環境を維持するため、住民団体及び地域に密着した組織と協力した美化・清掃活動及び塵芥処理を継続実施する。

管内空間監視用カメラを利用した平常時の監視及び河川巡視を強化する。

不法投棄の摘発・取り締まり強化に向けた関係行政機関等との連携及び組織を設置する。

住民団体及び地域に密着した組織による河川愛護活動並びに不法投棄マップの作成、看板設置、

マスメディアの活用により、住民に啓発を行う。(写真 4.6-7)



写真 4.6-7 不法投棄マップ

5) 河川環境の保全のための指導

河川環境の保全のため、巡視を行い、不適切な河川内の利用に対して指導を行う。

6) テロに対する河川管理施設等における管理体制の強化

関係機関と連携し、平常時から危機管理対策を講じるものとし、情報連絡体制の確立など事前の措置及び河川区域の巡視点検を継続実施する。

7) その他

猪名川総合開発事業(余野川ダム)において既に整備した施設や取得済みの事業用地は有効利用を図りつつ適正に管理する。

4.7 関連施策

4.7.1 淀川河川公園

本整備計画との整合を図りつつ、「淀川河川公園基本計画改定委員会」の議論を経て策定される「淀川河川公園基本計画」に基づき公園整備等を実施する。

改定に際しては、以下の項目方針をふまえて検討する。

- 1) 公園区域やゾーニングの見直し
- 2) 自然環境の保全と再生・復元
- 3) 歴史と文化を取り入れた公園計画
- 4) 淀川にふさわしい利用ができる公園計画
- 5) まちと淀川をつなぐ河畔区域を含めた公園計画
- 6) 利用者の視点に立ったユニバーサルデザインの導入
- 7) 環境教育・研究の拠点としての既存施設活用

なお、高規格堤防整備や堤防補強対策の実施と連携した河川敷における公園の一体的整備についても検討する。